

新型コロナウイルス感染症の影響による減収事業者に対する応援金について

1. 支給目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減収が続く事業者に対し、事業活動の下支えをするため、予算（1億6,000万円 1600件）の範囲内において、応援金を支給するもの。

2. 支給対象となる事業者

市内に主たる事業所を有する中小企業法に基づく法人又は個人事業主

※中小企業法に基づく法人とは、同法第2条第1項に規定する中小企業の範囲を超えない法人をいいます。（大企業に位置付けられる法人は支給対象外）

※医療法人、社会福祉法人、NPO法人、組合、団体などは支給対象外。

※令和2年4月1日以降に開業した事業者は支給対象外。

3. 支給要件

○令和3年7月1日現在において事業を行っていること。

○平成31年（令和元年）の年間売上高が50万円以上であること。（平成31年1月1日以降に開業した事業者を除く。）

○下表に基づく売上高の比較において、売上高減少率が20%以上となる月があること。

①下記の飲食店以外の事業者

売上高の比較	売上高減少率
令和3年1月から9月までの各月の売上高と、前年（令和2年）又は前々年（令和元年）の同月の各月の売上高	いずれかの月で20%以上あること

②令和3年8月2日以降千葉県からの要請に応じ、休業等をしている飲食店

売上高の比較	売上高減少率
令和3年8月または9月の各月の売上高と、前年（令和2年）又は前々年（令和元年）の同月の各月の売上高	いずれかの月で20%以上あること

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、当該営業に係る接客業務委託営業を行う者でないこと。

○四街道市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと。

※国の持続化給付金、一時支援金、月次支援金のほか、千葉県の中小企業再建支援金などを受給していても、本応援金を受給することができます。

4. 支給金額

1事業者に対し10万円を支給します。

※同一事業者が市内で複数の事業所を運営していても、それぞれ支給対象にはなりません。

5. 支給回数

1回限り。

6. 申請方法

「新型コロナウイルス感染症の影響による減収事業者応援金支給申請書」に、下表の区分に応じた書類等を添付して、以下のお問い合わせ先（産業振興課）にご郵送ください。（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送をご活用ください）

区分	売上高の比較年月	添付書類	
個人事業主	令和2年 1月～9月	令和2年分	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の第一表の写し ・収支内訳書の写し（白色申告）又は青色申告決算書の写し（青色申告）（※1） ・白色申告を行っている場合、比較年月の売上台帳等の写し
	令和元年 （平成31年） 1月～9月	令和元年分	
法人	令和2年 1月～9月	左記の期間を含む事業年度に係る（※2）	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の別表一の写し ・法人事業概況説明書の写し
	令和元年 （平成31年） 1月～9月	左記の期間を含む事業年度に係る（※3）	
全事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年1月から6月までの売上台帳等の写し ・申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し ・振込先口座の通帳の見開きページ（表紙裏）の写し 		

※1…青色申告決算書の写しについては、月別売上（収入）金額及び仕入金額の表が掲載されているページも含めてご提出いただく必要があります。

※2…事業年度については、前年度又は前々年度、或いはいずれの年度も該当する場合があります。

※3…事業年度については、前々年度又は前々々年度、或いはいずれの年度も該当する場合があります。

緊急事態宣言により令和3年8月2日以降千葉県からの要請に応じ、休業等をしている飲食店	<p>※添付書類については上表を参考に、次の3点にご留意下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高の比較年月は、令和3年8月又は9月のどちらかの月と、前年若しくは前々年の同月のどちらかの月になります。 ・売上台帳の写しは、令和3年8月分と9月分になります。 ・県協力金の交付決定通知等の写し、8月2日以降に休業等をしていることを証する写真等もご提出下さい。
--	--

7. 申請期間

令和3年7月1日から10月31日まで

8. 振込時期

申請書類の受付日（到着）から、約4週間程度（通帳記帳にてご確認ください。）